

介護サービス関係 Q&A集（令和 6 年度 栃木県版）

No.	サービス種別	種 別	項 目	質 問	回 答	発出時期
1	共通	報酬	各種加算の要件における常勤換算方法の解釈について	厚生労働省 H14.3.28事務連絡 運営基準等に係るQ&A 問1「常勤換算方法により算定される従業員の休暇等の取扱い」の回答なお書きに「常勤の従業員の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものとして取り扱うものとする」とあるが、常勤換算職員数が要件となっている加算の算定に当たり、例えば半月の休暇期間がある常勤の従業員について、この解釈により勤務したものとして取り扱い、常勤換算上1とカウントしてよいか。	同Q&Aは、人員に関する基準に適用されるものである。 加算の要件としての常勤換算職員数については、手厚いサービスを評価するという加算の趣旨から、常勤・非常勤にかかわらず、実際の勤務時間数により常勤換算を行うこと。	R7.3.12 県HP掲載
2	（地域密着型）通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム、（地域密着型）介護老人福祉施設	報酬	生活機能向上連携加算（Ⅱ）の要件について	理学療法士等の事業所への「訪問」とは、利用者本人に直接会って身体の状況等を把握することを指すのか。訪問時に利用者本人に直接会うことなく、単に機能訓練指導員等と会い、事前に事業所から送付された各利用者の動画や記録のみを確認しカンファレンスを行うことで、要件に適合すると認められるのか。 また、新規利用者に係る算定開始時期について、初回の計画作成月に理学療法士等が訪問を行っていない場合があるが、訪問してカンファレンスを行った月から算定すべきか。もしくは、事業所として要件に適合する取組みを行っているとして、初回の計画作成月から算定できるのか。	理学療法士等が、事業所を訪問して機能訓練指導員等とカンファレンス等を行っているとしても、利用者に直接会うことなく、ICTの活用による動画等の確認のみで身体状況等を評価している場合は、生活機能向上連携加算（Ⅱ）の算定要件に適合していると認められない。 理学療法士等が、事業所の訪問時に利用者に直接会って身体状況等を把握した上で、機能訓練指導員等と共同して評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている場合に、各利用者において、訪問し評価及び計画の作成を行った月から加算を算定すること。	R6.10.30 県HP掲載